

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (064289)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内たがわ新余目第一支所 (廻館・南野・古関・沢新田・連枝・赤淵新田・小出新田・堤新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化、担い手不足は深刻な課題だが、兼業農家数も減少し環境保全を維持する共同作業にも支障があり生産組織の弱体化も進んでいる。
 ・次期担い手となる若者(後継者)は他産業で給与所得の安定収入に頼らざるを得なく、現経営者も農業への転換を進めることに至らない。
 ・年々下がる農業生産性に、目標設定した担い手自身も困惑している。担い手不足は数年後の高齢農家の離農等による集積事業計画に支障が生じることが懸念される。
 ・個人の大規模化が進み、農地の栽培管理まで手が回らず、雑草が増え、畦畔の補修などが徹底されなくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・法人化等の経営形態の転換
 ・稲作中心に、大豆など土地利用作物を導入

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	888 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	842 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者がいる方、拡大希望のある方に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や離農、経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画整備(30aから1ha)やパイプ灌漑設備等の整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業機器(ドローン・自動水位計等)を導入し、作業の効率化・省力化に取り組んでいく。
- ⑦草刈りや水管理等のルール徹底に地域全体で取り組んでいく。